

# 仙台市優良建設工事表彰に関する要綱

(令和8年2月18日 財政局長決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事において、地元建設業者及び技術者の技術力向上を図り、公共工事の品質確保及び安全管理の徹底、並びに環境への配慮を推進することにより、地元建設業の振興及び地域社会の発展に資することを目的とし、特に優秀と認められる工事の表彰に関し、必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 本要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 本市発注工事 仙台市長及び仙台市契約規則第1条の2第1項第2号の規定により契約事務の委任を受けた各区役所の長が発注した工事をいう。
- (2) 共同企業体 次に掲げるいずれかの基準により結成された共同企業体をいう。
  - ア 仙台市共同企業体運用基準（平成3年12月15日市長決裁）第2条第1項により結成された特定共同企業体
  - イ 同条第2項により結成された経常共同企業体
  - ウ 仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準（平成24年4月20日市長決裁）第1条に規定する復旧・復興建設工事共同企業体
- (3) 対象工事 次のすべての要件を満たす本市発注工事をいう。
  - ア 表彰を実施する前年度に完成した工事であること。
  - イ 契約金額が1,000万円以上であること。
  - ウ 受注者が県内に本店を有すること。
  - エ 共同企業体による場合は、構成員のいずれも県内に本店を有すること。
- (4) 技術者 当該工事に配置された現場代理人、主任技術者、又は監理技術者であつて、当該会社の代表者以外の者をいう。
- (5) 工事評定点 仙台市工事成績評定要領（平成25年3月19日財政局長決裁。以下「評定要領」という。）第7に規定する工事評定点をいう。
- (6) 工事担当部署 対象工事を担当する課、公所等をいう。
- (7) 表彰部門 工事種別ごとに次のとおり区分する。
  - ア 土木工事部門
    - (ア) 一般土木工事部門
    - (イ) 舗装工事部門
    - (ウ) 造園工事部門
    - (エ) 維持管理工事部門（いわゆる「管内もの」と呼ばれる補修工事等）
  - イ 建築工事部門
  - ウ 電気設備工事部門
  - エ 機械設備工事部門

(表彰基準)

第3条 表彰の対象は、次の各号すべてに該当し、安全管理、安全衛生、環境配慮、地域対応、技術的創意工夫等において他の工事の模範と認められる取組みを行った特に優秀と認められる工事（以下、「優良建設工事」という。）とする。

(1) 成績評定要領に基づき受注者に通知された項目別評定点において、細別「工事事故等による減点」がないこと。

(2) 工事評定点が、次のいずれかに該当すること。

ア 85点以上であること。

イ 80点以上で、かつ各表彰部門の上位5%以内であること。

(ア) 上位5%以内の範囲は、評価対象工事の総数に0.05を乗じ、小数点以下を切り上げて算出する。

(イ) 上位5%の順位において、同一の工事評定点を有する工事が複数ある場合は、これをすべて表彰対象とする。

(表彰者)

第4条 表彰者は、優良建設工事を施工した受注者及び技術者とする。

2 技術者については、技術力の向上と資格取得を促進する観点から、現場代理人と主任技術者又は監理技術者が異なるときは、主任技術者又は監理技術者を表彰者とすることを原則とする。ただし、現場代理人が当該工事の取組みに関し顕著な功績を有すると認められるときは、この限りではない。

3 優良建設工事の受注者が共同企業体である場合は、その構成員全員を表彰者とし、技術者については、構成員ごとに1名を選考することができる。

(欠格条項)

第5条 前条に該当する場合であっても、前回表彰が確定した日の翌日から当該表彰が確定する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象としない。

この場合、受注者及び技術者について、いずれも表彰の対象としない。

(1) 受注者が「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条に基づく指名停止の措置を受けている場合。

(2) 受注者又は技術者が、社会通念上不名誉な行為など表彰にふさわしくないと認められる行為を行っている場合。

2 共同企業体の構成員が前項の各号のいずれかに該当する場合は、その構成員を表彰の対象から除く。ただし、他の構成員については表彰の対象とする。

(表彰の審査等)

第6条 検査課長は、第3条（表彰基準）及び第5条（欠格条項）に基づき、対象工事の中から表彰の対象となる優良建設工事を抽出し、工事担当部署に提示する。

2 工事担当部署は、前項の提示を受けた工事について、優良建設工事に該当する工事であることを確認のうえ、表彰候補者の推薦調書を作成し、検査課長に提出する。

3 検査課長は、前項の推薦に基づき、表彰候補者を選考委員会に内申する。

- 4 選考委員会は、前項の内申に基づき審査を行い、表彰候補者を決定する。審査は、電子決裁による書類審査又は会議その他の適切な方法により行う。
- 5 検査課長は、前項により表彰候補者が決定したときは、当該受注者に対し文書により受賞の意思確認を行う。辞退の申出があったときは、当該者を候補者から除外し、その旨を選考委員会に報告する。この場合、繰り上げ表彰は行わない。
- 6 候補者の決定後、表彰確定までの間に第5条に規定する欠格事由が判明したときは、検査課長は当該者を候補者から除外し、その旨を選考委員会に報告する。この場合においても、繰り上げ表彰は行わない。
- 7 表彰式において表彰を行い、これをもって表彰を確定する。

(表彰の方法等)

第7条 表彰者には、表彰式を開催し、表彰状及び記念品を授与する。

- 2 やむを得ず表彰式が開催できない場合は、表彰状及び記念品を授与することによりこれに替え、授与日を表彰確定日とする。
- 3 表彰者については、優良建設工事を施工した受注者及び技術者として、本市ホームページ等その他の適切な方法により公表する。
- 4 同一の表彰部門において、同一の受注者が複数の工事で表彰の対象となる場合は、各工事名を併記のうえ、1件として表彰する。
- 5 前項において、工事ごとに配置された技術者が異なる場合は、それぞれの工事に係る各技術者を表彰の対象とする。
- 6 同一の表彰部門において、同一の技術者が複数の工事で表彰対象となる場合は、各工事名を併記のうえ、1件として表彰する。
- 7 複数の部門で表彰対象となった場合でも、記念品の授与は重複して行わず、受注者1社につき1個、技術者1名につき1個とする。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、副市長（財政局に属する事務を担当する副市長）、財政局長、都市整備局長及び建設局長をもって構成する。

- 2 選考委員会に委員長を置き、前項の副市長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、審査手続を取りまとめるとともに、選考委員会を代表する。
- 4 委員長がその職務を遂行できないときは、財政局長がこれを代行する。

(表彰の取り消し)

第9条 表彰が確定した後においても、第5条（欠格条項）に該当する事実を隠蔽するなどして審査時に把握できなかった事実が判明した場合は、表彰を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による表彰の取消しの手続については、第6条（表彰の審査等）の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「前項の推薦に基づき、表彰候補者を」とあるのは「表彰の取消しを」と、同条第4項中「表彰候補者を決定する」とあるの

は「表彰の取消しを決定する」と読み替える。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は財政局長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施し、令和8年度完成工事の表彰から適用する。
- 2 「仙台市優良建設工事表彰要綱（昭和53年2月10日 市長決裁）」、「仙台市優良建設工事表彰基準（平成18年3月22日 財政局長決裁）」及び「仙台市優良建設工事表彰に関する運用（平成18年3月22日財政局長決裁）」は、令和7年度完成工事の表彰をもって廃止する。